

山口市監査委員 藤 本 義 弘
同 石 高 雅 美
同 西 村 伸 博

平成25年度定期監査（後期）の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

1 監査の対象及び期間

対象所属	実施期間	対象期間
広報広聴課 秘書課 観光課 商工振興課 産業立地推進室	平成25年9月1日～ 平成25年9月30日	平成25年4月1日～ 平成25年7月31日
総務課 行革推進課 情報管理課 管財課 収納課	平成25年10月1日～ 平成25年10月31日	平成25年4月1日～ 平成25年8月31日
都市計画課 建築課 開発指導課	平成25年11月1日～ 平成25年11月30日	平成25年4月1日～ 平成25年9月30日
教育総務課 学校教育課 社会教育課 スカウトジャンボリー支援室 幼稚園（大内、吉敷） 小学校（中央、八坂、柚野木） 中学校（仁保、湯田） 徳地学校給食センター	平成25年12月1日～ 平成25年12月27日	平成25年4月1日～ 平成25年10月31日
環境施設課 会計課 市議会事務局 農業委員会事務局	平成26年1月6日～ 平成26年1月31日	平成25年4月1日～ 平成25年11月30日
社会課 こども家庭課 健康増進課	平成26年1月27日～ 平成26年2月28日	平成25年4月1日～ 平成25年12月31日
資源循環推進課 計画課 建設課	平成26年3月1日～ 平成26年3月31日	平成25年4月1日～ 平成26年1月31日

2 監査の方法

財務に関する事務について関係書類等を照合するとともに必要に応じて関係職員に質問するなど通常実施すべき監査手続を実施した。

3 監査の結果

各種の財務に関する事務はおおむね適正に執行されているものと認めた。